

○ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 道路の管理 第一節 道路管理者（第十二条―第二十八条の三） 第二節 第十五節（略） 第四章 第八章（略） 附則 （占用物件等維持修繕協定の締結） 第二十条の三 道路管理者は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するため道路占用者（第三十二条第三項に規定する道路占用者をいう。以下この節において同じ。）との連携により道路及び占用物件（第三十九条の八に規定する占用物件をいう。第一号において同じ。）の維持又は修繕を行う必要があると認めるときは、道路占用者との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「占用物件等維持修繕協定」という。）を締結することができる。 一 占用物件等維持修繕協定の目的となる道路及び占用物件（次号及び第三号において「協定占用物件等」という。） 二 協定占用物件等の維持又は修繕の内容 三 前号の協定占用物件等の維持又は修繕に要する費用の負担の方法 四 占用物件等維持修繕協定の有効期間 五 占用物件等維持修繕協定に違反した場合の措置 六 その他必要な事項	目次 第一章・第二章（略） 第三章 道路の管理 第一節 道路管理者（第十二条―第二十八条の二） 第二節 第十五節（略） 第四章 第八章（略） 附則 （新設）

(協議会)

第二十八条の二 密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議、公共下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。次条において同じ。）その他の道路の路面下に工作物、物件又は施設を設ける道路占用者との連携による道路の路面下の点検の実施に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議及び連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 (略)

二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる道路占用者その他の者

三 (略)

3・4 (略)

(公共下水道管理者等が行う点検への協力)

第二十八条の三 道路管理者は、下水道法第四条第六項及び第五条第二項又は同法第二十五条の二十三第七項及び第二十五条の二十四第二項の規定により同法第四条第一項又は第二十五条の二十三第一項の事業計画に道路管理者の協力が必要な事項が記載されたときは、当該事業計画に基づき公共下水道管理者又は同項に規定する流域下水道管理者が行う点検に協力するものとする。

(協議会)

第二十八条の二 密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 (略)

二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者

三 (略)

3・4 (略)

(新設)

(道路の占用の許可)

第三十二条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用(道路に前項各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

二 七 (略)

八 工作物、物件又は施設(電柱、電線、水管、下水道管、ガスパ管その他その維持管理が適切に行われることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。)の維持管理に関する事項

3 (略)

4 道路占有者は、道路の占用に関する工事(道路の地下に設ける

工作物、物件又は施設に係るものに限る。)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その完了時における工作物、物件又は施設の状態を示す図面その他必要な図面を添えて、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

5 第一項又は第三項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。この場合において、当該警察署長は、速やかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

6 (略)

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第八号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同

(道路の占用の許可)

第三十二条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

二 七 (略)

(新設)

3 (略)

(新設)

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 (略)

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同

条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2
56 (略)

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第三十六条 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)、下水道法、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)若しくは全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法第二条第一項に規定するガス事業(同条第二項に規定するガス小売事業を除く。))の用に供するものに限り、電気事業法に基づき、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、電気事業法に基づき、同法第二条第一項に規定する電気事業者及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者を除く。))がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づき、同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限り、(を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。)

2
(略)

条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2
56 (略)

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

第三十六条 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)若しくは全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法第二条第一項に規定するガス事業(同条第二項に規定するガス小売事業を除く。))の用に供するものに限り、電気事業法に基づき、公衆電話所(これらのうち、電気事業法に基づき、同法第二条第一項に規定する電気事業者(同項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者を除く。))がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づき、同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限り、(を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。)

2
(略)

(占用入札)

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができ、次の各号のいずれかに該当しないことを認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

一 (略)

二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第八号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三・四 (略)

2 5 (略)

(占用予定者の選定)

第四十八条の二十五 道路管理者は、前条第一項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利便増進計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第八号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三・四 (略)

2 6 (略)

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二条 道路の占用に関する工事に要する費用は、第二十條の三の規定により締結されている占用物件等維持修繕協定の内容に従つて費用を負担する場合及び第五十九条の規定の適用がある場

(占用入札)

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができ、次の各号のいずれかに該当しないことを認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

一 (略)

二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三・四 (略)

2 5 (略)

(占用予定者の選定)

第四十八条の二十五 道路管理者は、前条第一項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利便増進計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三・四 (略)

2 6 (略)

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二条 道路の占用に関する工事に要する費用は、第五十九条の規定の適用がある場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八条第一項の

合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならぬ。第三十八条第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。